

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第18次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 実施時期 | 検討の概要 | 検討の結果 | 現在の検討状況 | 所管省庁 |
|------|--------------------------------|--|------------|---|-------|---|-------|
| 1107 | 法定事業者検査の発電所単位での品質システム構築と審査の見直し | 電気事業法（昭和39年法律第170号）第50条の2、第55条 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第73条の6、第73条の6の2、第94条の5、第94条の5の2 安全管理審査実施要領（内規）（平成21年4月1日付け平成21・03・09原院第2号） | 平成21年度中に結論 | <p>〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 安全管理検査制度については、現在、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において溶接安全管理検査について運用改善に関する検討を行っている。この検討を踏まえ、定期安全管理検査に係る運用について検討を行い、結論を得る。</p> <p>〔第13次提案等に対する対応方針（平成20年10月23日）〕 安全管理検査制度については、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において溶接安全管理検査について運用改善に関する検討を行い、平成20年6月には、運用改善を実施するために規定類について整備を行い、新たに規制文書を発出した。この溶接安全管理検査の状況を踏まえ、本件の定期安全管理検査制度に係る運用についても、現在、関係機関と制度のあり方について検討を行っており、平成21年度中に結論を得る。</p> <p>【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年度中に結論」とされていたもの】</p> | 全国で実施 | 使用前及び定期安全管理審査制度について、要望を踏まえ発電所の使用前及び定期安全管理審査において、複数の発電所一体の共通の法定事業者検査実施体制として受審することが可能となるよう措置した。 | 経済産業省 |

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 実施時期 | 検討の概要 | 検討の結果 | 現在の検討状況 | 所管省庁 |
|------|-----------------------------|---------------------------------|------------|---|-------|---|-------|
| 1102 | 商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への委譲 | 商工会議所法施行令（昭和28年9月30日政令第315号）第7条 | 平成22年度中に結論 | <p>〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申（平成18年7月31日 規制改革・民間開放推進会議決定）」に基づき、商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への委譲について平成19年度中に調査を行い、必要に応じて所要の見直しを行う。</p> <p>〔第13次提案等に対する対応方針（平成20年10月23日）〕 商工会議所法の許認可事務に関する実際の申請者でありユーザーである商工会議所や都道府県から、認可申請の現状、問題点の有無等の実態を把握するため、すでに調査を実施しており、現在、所要の見直しについて、検討を行っているところ。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年度中に結論」とされていたもの】</p> <p>〔第16次提案等に対する政府の対応方針（平成22年3月25日）〕 商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への委譲については、地方分権に係る動向も踏まえ、平成22年度中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成21年度までに措置」と改めて設定したもの】</p> | 検討中 | 商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への委譲については、地方分権に係る動向も踏まえ、平成22年度中に結論を得る。 | 経済産業省 |